熊谷都市計画決定一覧表（１）

種類	公示年月日及び番号	備考
都市計画区域	昭和 8 年 5 月 10 日	熊谷都市計画区域の指定(当時の熊谷市全域)
	昭和 45 年 10 月 9 日　埼玉県告示　第 1170 号	新都市計画法の施行による区域の変更 (旧熊谷市・川本村(旧川本町)・江南村(旧江南町)の全域)
	昭和 60 年 11 月 15 日　埼玉県告示　第 1764 号	ほ場整備事業の施行に伴う行政界の変更による区域の変更
	平成 11 年 1 月 8 日　埼玉県告示　第 34 号	ほ場整備事業の施行に伴う行政界の変更による区域の変更
	平成 19 年 2 月 2 日　埼玉県告示　第 137 号	旧熊谷市、旧妻沼町及び旧大里町の合併に伴う熊谷、妻沼及び東松山都市計画区域の変更(旧熊谷市・旧妻沼町・旧大里町・旧江南町の全域)
整・開・保	平成 16 年 4 月 27 日　埼玉県告示　第 909 号	熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
	平成 19 年 2 月 2 日　埼玉県告示　第 138 号	旧熊谷市、旧妻沼町及び旧大里町の合併に伴う都市計画区域の変更による変更
	平成 26 年 3 月 28 日　埼玉県告示　第 510 号	熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
	平成 29 年 1 月 27 日　埼玉県告示　第 133 号	熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
	令和 6 年 9 月 27 日　埼玉県告示　第 1082 号	熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
区域区分	平成 16 年 4 月 27 日　埼玉県告示　第 954 号	区域区分の変更(市街化区域と市街化調整区域との区分の変更はなし)
	平成 19 年 2 月 2 日　埼玉県告示　第 139 号	旧熊谷市、旧妻沼町及び旧大里町の合併に伴う都市計画区域の変更による変更 (市街化区域と市街化調整区域との区分の変更はなし)
	平成 26 年 3 月 28 日　埼玉県告示　第 533 号	区域区分の変更(市街化区域と市街化調整区域との区分の変更はなし)
	平成 29 年 1 月 27 日　埼玉県告示　第 134 号	熊谷流通センター地区の市街化区域への編入、石原・広瀬地区の市街化区域及び市街化調整区域への編入
	令和 6 年 9 月 27 日　埼玉県告示　第 1083 号	ソシオ流通センター駅周辺地区の市街化区域への編入
市街化区域及び市街化調整区域	昭和 45 年 12 月 28 日　埼玉県告示　第 1625 号	新都市計画法の施行に伴う市街化区域及び市街化調整区域の指定
	昭和 55 年 4 月 18 日　埼玉県告示　第 671 号	平戸地区及び新堀新田地区の各一部の市街化区域への編入
	昭和 60 年 11 月 15 日　埼玉県告示　第 1821 号	ほ場整備事業の施行に伴う行政界の変更による区域の変更(市街化調整区域のみ変更)
	平成 4 年 10 月 30 日　埼玉県告示　第 1475 号	玉井地区の一部(玉井字五反畑の一部)の市街化調整区域への編入(暫定逆線引き)
	平成 11 年 1 月 8 日　埼玉県告示　第 43 号	ほ場整備事業の施行に伴う行政界の変更による区域の変更(市街化調整区域のみ変更)
用途地域	昭和 35 年 12 月 19 日　建設省告示　第 2677 号	中央地区の用途地域の指定
	昭和 43 年 5 月 10 日　建設省告示　第 1389 号	籠原地区及び古寺地区の各一部の加入
	昭和 45 年 12 月 28 日　埼玉県告示　第 1626 号	中央地区、籠原地区及び古寺地区の拡大　久下東部地区の加入 忍領土地改良事業施行地区の除外 (市街化区域及び市街化調整区域の指定に伴うもの)
	昭和 48 年 12 月 28 日　埼玉県告示　第 1632 号	新都市計画法による新用途地域の決定(指定替え)
	昭和 55 年 4 月 18 日　埼玉県告示　第 670 号	中央地区及び籠原地区の拡大 (平戸地区及び新堀新田地区の各一部の市街化区域への編入に伴うもの)
	昭和 62 年 2 月 27 日　埼玉県告示　第 335 号	中央地区の一部の変更 (熊谷駅南口地区の一部を準工業地域から商業地域に変更)
	平成 8 年 1 月 12 日　埼玉県告示　第 49 号	都市計画法の改正による新用途地域の指定(指定替え)
	平成 11 年 1 月 19 日　埼玉県告示　第 110 号	熊谷駅東部地区の一部の変更
	平成 13 年 1 月 24 日　熊谷市告示(乙)　第 11 号	熊谷駅東地区第一種市街地再開発事業に伴う容積率の変更
	平成 15 年 2 月 7 日　熊谷市告示(乙)　第 15 号	熊谷都市計画用途地域の変更(建ぺい率の変更)
	平成 16 年 7 月 30 日　熊谷市告示(乙)　第 107 号	玉井地区の一部(玉井字五反畑の一部)の用途地域の廃止
	平成 19 年 2 月 2 日　埼玉県告示　第 140 号	旧熊谷市、旧妻沼町及び旧大里町の合併に伴う都市計画区域の変更による変更
	平成 26 年 1 月 31 日　熊谷市告示(乙)　第 18 号	籠原中央第一地区の一部の変更
	平成 29 年 1 月 27 日　熊谷市告示(乙)　第 15 号	熊谷流通センター地区の指定、石原・広瀬地区の変更
	令和元年 11 月 18 日　熊谷市告示(乙)　第 143 号	第２北大通線及び熊谷谷郷線沿線地区の変更
	令和 6 年 9 月 27 日　熊谷市告示(乙)　第 194 号	ソシオ流通センター駅周辺地区の指定
特別用途	平成 25 年 7 月 1 日　熊谷市告示(乙)　第 137 号	市内の準工業地域全域に対して特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の決定
	平成 26 年 1 月 31 日　熊谷市告示(乙)　第 20 号	籠原中央第一地区の用途地域変更に伴う変更
	平成 29 年 1 月 27 日　熊谷市告示(乙)　第 16 号	熊谷流通センター地区の用途地域指定に伴う指定、石原・広瀬地区の用途地域変更に伴う変更
	令和 6 年 9 月 27 日　熊谷市告示(乙)　第 195 号	ソシオ流通センター駅周辺地区の用途地域指定に伴う指定
高度利用地区	平成 13 年 1 月 24 日　熊谷市告示(乙)　第 10 号	熊谷駅東地区第一種市街地再開発事業施行区域の高度利用地区の決定
	平成 14 年 1 月 11 日　熊谷市告示(乙)　第 7 号	熊谷駅東地区第一種市街地再開発事業施行区域の高度利用地区の変更

熊谷都市計画決定一覧表（２）

種類	公示年月日及び番号	備考
防火地域及び準防火地域	昭和 32 年 6 月 15 日　建設省告示　第 823 号	熊谷駅正面口地区、国道 17 号沿道地区等の準防火地域の指定
	昭和 35 年 12 月 27 日　建設省告示　第 2812 号	中央地区市街地部分の準防火地域の拡大
	昭和 62 年 2 月 27 日　熊谷市公告　第 29 号	熊谷駅南口地区の防火地域の指定
	平成 8 年 1 月 12 日　熊谷市告示(乙)　第 6 号	籠原駅南口地区の防火地域の指定
	平成 11 年 1 月 19 日　熊谷市告示(乙)　第 8 号	熊谷駅東部地区の防火地域及び準防火地域の指定
	平成 13 年 1 月 24 日　熊谷市告示(乙)　第 12 号	熊谷駅東地区第一種市街地再開発事業施行区域の準防火地域から防火地域への変更
	平成 14 年 1 月 11 日　熊谷市告示(乙)　第 6 号	籠原中央第一地区の一部の準防火地域の指定
	平成 26 年 1 月 31 日　熊谷市告示(乙)　第 19 号	籠原中央第一地区の一部の準防火地域の指定
	平成 29 年 1 月 27 日　熊谷市告示(乙)　第 17 号	熊谷流通センター地区の準防火地域の指定
	令和 6 年 9 月 27 日　熊谷市告示(乙)　第 196 号	ソシオ流通センター駅周辺地区の準防火地域の指定
駐車場整備地区	平成 7 年 3 月 17 日　熊谷市告示(乙)　第 25 号	中央地区市街地部分の駐車場整備地区の決定
生産緑地地区	平成 22 年 9 月 15 日　熊谷市告示(乙)　第 221 号	生産緑地地区の指定
	平成 23 年 12 月 7 日　熊谷市告示(乙)　第 266 号	生産緑地地区の変更
	平成 24 年 11 月 22 日　熊谷市告示(乙)　第 270 号	生産緑地地区の変更
	平成 25 年 12 月 3 日　熊谷市告示(乙)　第 271 号	生産緑地地区の変更
	平成 26 年 11 月 26 日　熊谷市告示(乙)　第 284 号	生産緑地地区の変更
	平成 28 年 10 月 24 日　熊谷市告示(乙)　第 249 号	生産緑地地区の変更
	平成 29 年 8 月 1 日　熊谷市告示(乙)　第 187 号	生産緑地地区の変更
	令和元年 11 月 18 日　熊谷市告示(乙)　第 144 号	生産緑地地区の変更
	令和 3 年 6 月 10 日　熊谷市告示(乙)　第 122 号	生産緑地地区の変更
	令和 5 年 12 月 6 日　熊谷市告示(乙)　第 223 号	生産緑地地区の変更
	令和 6 年 12 月 3 日　熊谷市告示(乙)　第 250 号	生産緑地地区の変更
地区計画	昭和 62 年 2 月 27 日　熊谷市公告　第 30 号	熊谷駅南口地区地区計画の決定
	平成 8 年 1 月 12 日　熊谷市告示(乙)　第 7 号	籠原駅南口地区地区計画の決定
	平成 11 年 1 月 19 日　熊谷市告示(乙)　第 9 号	熊谷駅東部地区地区計画の決定
	平成 12 年 4 月 6 日　熊谷市告示(乙)　第 67 号	熊谷駅南口地区及び籠原駅南口地区地区計画の変更(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う地区整備計画の変更)
	平成 18 年 2 月 28 日　熊谷市告示(乙)　第 19 号	熊谷駅東口駅前地区地区計画の決定
	平成 19 年 2 月 2 日　熊谷市告示(乙)　第 11 号	船木台地区、妻沼中央地区、妻沼東地区及び妻沼西部工業団地地区計画の変更(旧熊谷市、旧妻沼町及び旧大里町の合併に伴う都市計画区域の変更による変更)
	平成 26 年 11 月 28 日　熊谷市告示(乙)　第 287 号	別府五丁目スマートタウン地区地区計画の決定並びに熊谷駅東部地区及び籠原駅南口地区地区計画の変更(表記の変更)
	平成 29 年 1 月 27 日　熊谷市告示(乙)　第 18 号	熊谷流通センター地区地区計画の決定
	平成 29 年 8 月 1 日　熊谷市告示(乙)　第 186 号	熊谷駅東部地区、熊谷駅東口駅前地区、籠原駅南口地区及び妻沼中央地区地区計画の変更(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・建築基準法の改正に伴う地区整備計画の変更)
	平成 30 年 6 月 1 日　熊谷市告示(乙)　第 105 号	熊谷流通センター地区地区計画の変更(建築基準法の改正に伴う地区整備計画の文言の変更)
	令和 6 年 9 月 27 日　熊谷市告示(乙)　第 197 号	ソシオ流通センター駅周辺地区地区計画の決定

（参考）旧大里町都市計画決定一覧表

種類	公示年月日及び番号	備考
都区市計画区域	昭和 44 年 12 月 22 日　埼玉県告示　第 1410 号	東松山都市計画区域の変更 (東松山市・嵐山町・滑川村(現滑川町)・吉見村(現吉見町)・大里村(旧大里町)の全域)
	平成 19 年 2 月 2 日　埼玉県告示　第 137 号	旧熊谷市、旧妻沼町及び旧大里町の合併に伴う都市計画区域の変更(東松山都市計画区域から熊谷都市計画区域への変更)
整・開・保	平成 16 年 4 月 27 日　埼玉県告示　第 888 号	東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
区区分	平成 16 年 4 月 27 日　埼玉県告示　第 933 号	区域区分の変更 (市街化区域と市街化調整区域との区分の変更はなし)
市街化区域及び市街化調整区域	昭和 45 年 8 月 25 日　埼玉県告示　第 988 号	新都市計画法の施行に伴う市街化区域及び市街化調整区域の指定
	昭和 63 年 5 月 17 日　埼玉県告示　第 724 号	船木台(大里村南部)地区の市街化区域への編入
用途地域	昭和 63 年 5 月 17 日　埼玉県告示　第 725 号	船木台(大里村南部)地区の用途地域の指定
	平成 7 年 12 月 22 日　埼玉県告示　第 1747 号	都市計画法の改正による新用途地域の決定(指定替え)
	平成 15 年 1 月 7 日　埼玉県告示　第 20 号	東松山都市計画用途地域の変更(建ぺい率の変更)
地区計画	平成 7 年 12 月 22 日　大里村告示　第 32 号	大里村南部地区地区計画の決定
	平成 14 年 11 月 13 日　大里町告示　第 90 号	大里村南部地区地区計画から船木台地区地区計画へ名称変更

（参考）旧妻沼町都市計画決定一覧表

種類	公示年月日及び番号	備考
都区市計画区域	昭和 38 年 11 月 28 日　建設省告示　第 2928 号	妻沼都市計画区域の指定(当時の妻沼町全域)
	昭和 60 年 11 月 15 日　埼玉県告示　第 1765 号	ほ場整備事業の施行に伴う行政界の変更による区域の変更
	平成 11 年 1 月 8 日　埼玉県告示　第 35 号	ほ場整備事業の施行に伴う行政界の変更による区域の変更
	平成 19 年 2 月 2 日　埼玉県告示　第 137 号	旧熊谷市、旧妻沼町及び旧大里町の合併に伴う都市計画区域の変更(妻沼都市計画区域から熊谷都市計画区域への変更)
整・開・保	平成 16 年 4 月 27 日　埼玉県告示　第 913 号	妻沼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
	平成 18 年 3 月 31 日　埼玉県告示　第 599 号	妻沼西部工業団地の市街化区域への編入に伴う変更
区区分	平成 16 年 4 月 27 日　埼玉県告示　第 958 号	区域区分の変更 (市街化区域と市街化調整区域との区分の変更はなし)
	平成 18 年 3 月 31 日　埼玉県告示　第 600 号	妻沼西部工業団地の市街化区域への編入
市街化区域及び市街化調整区域	昭和 55 年 4 月 18 日　埼玉県告示　第 669 号	市街化区域及び市街化調整区域の指定
	昭和 60 年 11 月 15 日　埼玉県告示　第 1825 号	ほ場整備事業の施行に伴う行政界の変更による区域の変更(市街化調整区域のみ変更)
	平成 11 年 1 月 8 日　埼玉県告示　第 44 号	ほ場整備事業の施行に伴う行政界の変更による区域の変更(市街化調整区域のみ変更)
用途地域	昭和 55 年 4 月 18 日　妻沼町告示　第 57 号	市街化区域及び市街化調整区域の指定に伴う用途地域の指定
	平成 8 年 1 月 1 日　妻沼町告示　第 3 号	都市計画法の改正による新用途地域の決定(指定替え)
	平成 15 年 1 月 7 日　妻沼町告示　第 1 号	妻沼都市計画用途地域の変更(建ぺい率の変更)
	平成 18 年 3 月 31 日　熊谷市告示(乙)　第 41 号	妻沼西部工業団地の用途地域の指定
地区計画	平成 8 年 1 月 1 日　妻沼町告示　第 4 号	妻沼中央地区地区計画の決定
	平成 8 年 1 月 1 日　妻沼町告示　第 5 号	妻沼東地区地区計画の決定
	平成 18 年 3 月 31 日　熊谷市告示(乙)　第 42 号	妻沼西部工業団地地区計画の決定

（参考）旧江南町都市計画決定一覧表

種類	公示年月日及び番号	備考
都区市計画区域	昭和 45 年 10 月 9 日　埼玉県告示　第 1170 号	新都市計画法の施行による区域の変更 (旧熊谷市・川本村(旧川本町)・江南村(旧江南町)の全域)
	平成 19 年 2 月 2 日　埼玉県告示　第 137 号	旧熊谷市、旧妻沼町及び旧大里町の合併に伴う都市計画区域の変更(旧熊谷市・旧妻沼町・旧大里町・旧江南町の全域)
整・開・保	平成 16 年 4 月 27 日　埼玉県告示　第 909 号	熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
区区分	平成 16 年 4 月 27 日　埼玉県告示　第 954 号	区域区分の変更 (市街化区域と市街化調整区域との区分の変更はなし)
市街化区域及び市街化調整区域	昭和 45 年 12 月 28 日　埼玉県告示　第 1625 号	新都市計画法の施行に伴う市街化区域及び市街化調整区域の指定
用途地域	昭和 45 年 12 月 28 日　埼玉県告示　第 1626 号	市街化区域及び市街化調整区域の指定に伴う用途地域の指定
	昭和 48 年 12 月 28 日　埼玉県告示　第 1632 号	新都市計画法による新用途地域の決定(指定替え)
	平成 8 年 1 月 12 日　埼玉県告示　第 49 号	都市計画法の改正による新用途地域の決定(指定替え)
	平成 15 年 2 月 7 日　江南町告示　第 15 号	熊谷都市計画用途地域の変更(建ぺい率の変更)

熊谷都市計画道路一覧表

番号	路線名	幅員(代表m)	延長(約m)
3-2-1	市役所通線	36	1,080
3-4-2	熊谷駅通線	18	520
3-4-3	北大通線	18	2,405
3-3-4	熊谷谷郷線	25	2,660
3-3-6	仲仙道線	25	2,870
3-3-7	星川通線	22	1,370
3-6-8	荒川通線	11	5,320
3-5-9	南駅通線	12	700
3-4-10	桜大橋線	18	1,250
3-3-11	熊谷太田線	22	2,000
3-3-13	新甲府熊谷線	23.5	5,400
3-4-14	籠原駅北口線	20	470
3-4-15	籠原仲仙道線	20	2,330
3-4-16	籠原駅南口線	16	1,610
3-4-17	籠原南大通線	18	2,150
3-4-18	御稜威ヶ原線	18	4,700 (4,620)
3-4-19	新国道東方下原線	16	1,390
3-1-20	熊谷バイパス	45～50	10,500
3-2-21	熊谷バイパス	30	1,600
3-3-22	125 号行田バイパス	23.5	1,200
3-3-23	森林公園北口線	25	450
3-4-25	中央通線	16	2,470
3-5-27	熊谷小川線	13	4,150
3-4-28	福祉センター通線	16	2,000
3-4-29	第２北大通線	20	6,330
3-4-30	国道１７号線	20	500
3-4-31	佐谷田線	16	690
3-4-32	別府玉井線	16	2,160
3-5-33	玉井高柳線	12	800
3-4-34	御堂ヶ谷戸線	17	570
3-5-35	新堀三ヶ尻線	12	890
3-5-36	新堀高柳線	12	1,180
3-5-37	籠原新大通線	12	510
3-5-41	別府新堀線	12	550
3-4-42	肥塚線	16	600
3-4-46	熊谷駅東口線	16	400
3-4-47	妻沼熊谷線	21	2,750
3-4-49	梶山江波線	16	830
3-4-51	年代八ツ口線	16	1,720
3-4-52	登り戸梶山線	16	1,060
3-4-53	西部工業団地線	16	3,240
3-5-54	梶山王子線	12	1,470
3-5-55	桜谷通り線	12	800
3-5-56	円山通り線	12	1,120
3-4-57	熊谷西環状線	16	1,320
3-5-58	玉井東通線	15	910
7-6-1	平戸線	9	520
7-6-2	在家通線	9	390
7-6-3	五反畑通線	9	340
3-5-25	行田東松山線	12.5	2,140 (152)

熊谷都市計画公園・緑地一覧表

番号	公園名	面積(約ha)
	街区公園	
2-2-01	東公園	0.36
2-2-02	曙公園	0.10
2-2-03	宮前公園	0.20
2-2-04	堤公園	0.47
2-2-05	松風公園	0.17
2-2-06	赤城公園	0.06
2-2-07	見晴公園	0.13
2-2-08	宮町公園	0.09
2-2-09	籠原第１公園	0.13
2-2-10	籠原第２公園	0.11
2-2-11	籠原第３公園	0.05
2-2-12	寿公園	0.10
2-2-13	熊久公園	0.08
2-2-14	美土里町公園	0.12
2-2-15	玉井公園	0.27
2-2-16	本石公園	0.11
2-2-17	大幡公園	0.20
2-2-18	別府第１公園	0.43
2-2-19	別府第３公園	0.66
2-2-20	小曽根公園	0.41
2-2-21	石原公園	0.65
2-2-22	新島公園	0.30
2-2-23	中奈良公園	0.54
2-2-24	雀宮第１公園	0.12
2-2-25	雀宮第４公園	0.23
2-2-26	雀宮第５公園	0.17
2-2-27	肥塚公園	0.53
2-2-28	箱田第１公園	0.24
2-2-29	箱田第２公園	0.20
2-2-30	箱田第３公園	0.21
2-2-31	箱田第４公園	0.49
2-2-32	久下第１公園	0.56
2-2-33	久下第２公園	0.17
2-2-34	久下第３公園	0.26
2-2-35	久下第４公園	0.26
2-2-36	雀宮第２公園	0.13
2-2-37	雀宮第３公園	0.10
2-2-38	玉井稲荷木第１分園	0.22
2-2-39	玉井稲荷木第２分園	0.19
2-2-40	上之公園	0.37
2-2-41	玉井在家第１公園	0.20

番号	公園名	面積(約ha)
2-2-42	玉井在家第２公園	0.15
2-2-43	玉井在家第３公園	0.25
2-2-44	広瀬川原公園	0.29
2-2-45	平戸公園	0.54
2-2-46	籠原南第１公園	0.18
2-2-47	籠原南第２公園	0.19
2-2-48	籠原南第３公園	0.17
2-2-49	籠原南第４公園	0.10
2-2-50	籠原南第５公園	0.10
2-2-52	駅東第１公園	0.10
2-2-53	駅東第２公園	0.12
2-2-54	駅東第３公園	0.27
2-2-55	駅東第４公園	0.10
2-2-56	曙第２公園	0.14
	近隣公園	
3-3-01	中央公園	3.1
3-3-02	荒川公園	1.5
3-3-03	万平公園	1.0
3-3-04	外原公園	1.0
3-3-05	別府第２公園	1.0
3-3-06	みいずが原公園	1.8
3-3-07	籠原中央公園	1.2
3-3-08	船木台中央公園	1.1
	総合公園	
5-5-01	別府沼公園	17.1
5-5-02	妻沼運動公園	10.6
5-5-02	江南町総合公園	12.6
5-8-201	国営武蔵丘陵森林公園	全体307.6 (熊谷市内分 24.0)
	運動公園	
6-5-01	熊谷運動公園 (熊谷さくら運動公園)	30.6
6-3-02	南運動場	1.9
	歴史公園	
8-2-03	星渓園	0.3
	広域公園	
9-6-01	北武蔵公園 (熊谷スポーツ文化公園)	99.7
	緑地	
1	玉井緑地	0.7
2	熊谷荒川緑地	24.8
3	新堤緑地	1.1
4	荒川大麻生公園	175.1
5	雀宮緑地	0.2
6	利根川総合運動公園	109.0

地区計画

地区計画は、街区など市街地等のある単位をまちづくりの区域として設定し、まちづくりの方針を定めて、地区の住民のみなさんの意向に配慮しながら道路や公園などの施設の整備や建物の建築などについて必要な事柄を定めることにより、その地区の特性にふさわしい良好な環境の形成や保全を図る制度です。

本市では、現在１１地区でこの地区計画を定めています。内容は、別表のとおりです。

なお、計画図は表面を参照してください。

熊谷駅南口地区地区計画

名称	熊谷駅南口地区地区計画
位置	熊谷市桜木町一丁目の一部
面積	約 1．2ha
地区整備計画 建築物等に関する事項 地区施設の配置及び規模	（道路） 幅員７m　２本　　延長　約２４９m
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物の用途の制限	1．　次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）マージャン屋、ばちんこ屋、射的場その他これらに類するもの （2）キャバレーその他これに類するもの （3）店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 2．　計画図に表示する道路に接する敷地にある建築物の１階部分のうち当該道路に面する部分は、次の各号に掲げる建築物の用途に供してはならない。 （1）住宅（共同住宅、寄宿舎又は下宿を含む） （2）工場（建築基準法施行令＜昭和２５年政令第３３８号＞第１３０条の６に規定するものを除く。） （3）倉庫業を営む倉庫
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物の敷地面積の最低限度	４００㎡
地区整備計画 建築物等に関する事項 壁面の位置の制限	計画図に表示する道路（駅前交通広場を含む）に接する敷地にある建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は、０．５m以上でなければならない。
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物の形態又は意匠の制限	建築物等の外壁の色彩は、白色系若しくは茶色系を基調とし、駅前にふさわしい色合いのものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり	

妻沼中央地区地区計画

名称	妻沼中央地区地区計画
位置	熊谷市妻沼中央の全部
面積	約 ９．８ha
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物等の用途の制限	1　次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）ナイトクラブその他これらに類するもの
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物の敷地面積の最低限度	１６０㎡ ただし、地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の壁面、屋外広告物は、周辺地域との調和を図るため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり	

籠原駅南口地区地区計画

名称	籠原駅南口地区地区計画
位置	熊谷市籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目の全部
面積	約 ５９．６ha
土地利用の方針	1．　商業街区については、計画図に表示する駅前広場から南に幅員８ｍの歩行者専用道路（以下「ショッピングモール」という。）を設置し、駅前にふさわしい魅力のある商業・業務施設の誘導を図る。 2．　１以外の土地利用については、ゆとりのある快適で良好な住宅地の整備を促進する。
地区整備計画 位置	熊谷市籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目の各一部
地区整備計画 面積	約 ５．０ha
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物等の用途の制限	1．　次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する『風俗営業』のうち第１号から第３号までに該当する建築物又は同条第６項に規定する『店舗型性風俗特殊営業』の用途に供する建築物 （2）ナイトクラブその他これらに類するもの （3）工場（食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が５０㎡以内のもの及び、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が０．７５ｋＷ以下のものを除く。） （4）倉庫業を営む倉庫 2．　ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の１階部分のうち当該モールに面する部分は、住宅（共同住宅、寄宿舎又は下宿を含む。）の用途に供してはならない。
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は、２００㎡とする。ただし、本地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
地区整備計画 建築物等に関する事項 壁面の位置の制限	ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の当該モールに面する１階部分の壁面若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は、１ｍ以上でなければならない。
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物の形態又は意匠の制限	1．　ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の１階部分のうち当該モールに面する部分の壁面は、ショーウインドウ及び透視可能なシャッター構造にする。 2．　建築物等の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の地域と調和のとれた落ち着きのあるものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり	

妻沼東地区地区計画

名称	妻沼東地区地区計画
位置	熊谷市妻沼東一丁目、妻沼東二丁目、妻沼東三丁目、妻沼東四丁目及び妻沼東五丁目の全部
面積	約 ４１．１ha
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物の敷地面積の最低限度	１６０㎡ ただし、地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の壁面、屋外広告物は、周辺地域との調和を図るため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり	

熊谷駅東部地区地区計画

名称	熊谷駅東部地区地区計画			
位置	熊谷市銀座二丁目の一部並びに銀座七丁目及び曙町五丁目の全部			
面積	約 ２３．６ha			
地区整備計画 地区の区分	区分の名称	Ａ地区（商業地域）	Ｂ地区（近隣商業地域）	Ｃ地区（準工業地域）	Ｄ地区（第一種住居地域）
	区分の面積	約 ３．９ha	約 ２．３ha	約 ８．７ha	約 ８．７ha
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物等の用途の制限		1．　次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)キャバレー、料理店その他これらに類するもの (2)ナイトクラブその他これらに類するもの (3)自動車教習所 (4)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもの (5)倉庫業を営むための倉庫 (6)畜舎（15㎡を越えるもの）	(1)マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの (2)ナイトクラブその他これらに類するもの (3)自動車教習所 (4)倉庫業を営むための倉庫 (5)畜舎（15㎡を越えるもの）	(1)店舗・事務所等（床面積が３，０００㎡を越えるもの） (2)ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 (3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの (4)キャバレー、料理店その他これらに類するもの (5)ナイトクラブその他これらに類するもの (6)自動車教習所 (7)畜舎（15㎡を越えるもの）	(1)ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 (2)自動車教習所 (3)畜舎（15㎡を越えるもの）
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物等の用途の制限		2．　計画図記載の道路・水路に接する敷地にある建築物等の１階部分のうち、当該道路・水路に面する部分は、住宅（共同住宅、寄宿舎又は下宿を含む）の用に供してはならない。			—
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物の敷地面積の最低限度		２００㎡			１５０㎡
地区整備計画 建築物等に関する事項 壁面の位置の制限		計画図記載の道路・水路に接する敷地にある建築物等の１階部分の壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線（水路境界線を含む）までの距離は、１．０m以上でなければならない。			—
地区整備計画 建築物等に関する事項 建築物等の形態又は意匠の制限		建築物等の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の地域と調和の取れた落ち着きのあるものとする。			
地区整備計画 建築物等に関する事項 垣又はさくの構造の制限		—			道路に面する部分に垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものでなければなら